

平成28年(モ)4061号 保全異議申立事件

(基本事件：平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部龍彦

2016年11月14日

保全異議答弁書

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



債権者らは、債務者の平成28年9月18日付保全異議申立書及び平成28年4月18日付答弁書(基本事件：平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)に対し、以下のとおり認否反論する。

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)16号仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成28年4月18日にした仮処分決定を認可する

- 2 申立費用は、債務者の負担とする
との裁判を求める

第2 申立の理由に対する反論

- 1 申立の理由「第1 被保全権利の不存在および保全の必要性の不存在」に対する反論

- (1) 「1 公表を禁じられた情報が現に拡散し続けていること」について
債務者は、公表を禁じられた情報が現に拡散し続けていることを理由に、保全の利益が存在しないと主張するようである。しかし、公表を禁じられた情報が現に拡散しているのは、債務者がこの情報をウェブサイト上に掲載したことが原因である。

本件仮処分命令が維持されれば、「全国部落調査」等の情報が第三者により公表されて拡散することを、交渉や法的手段により中止させたり、抑制することも可能となるのであるから、債権者らの保全の利益は失われていない。

また、債務者自身がウェブサイト「同和地区.com」で情報を拡散することも、本件仮処分命令によって禁止することができるのであるから、債権者らの保全の利益は失われていない。

- (2) 「2 保全命令が健全な議論を妨げていること」について

債務者の主張の趣旨が不明であるが、本件仮処分命令は債権者らが現実に権利侵害を受けていることを前提に、保全を命じたものであり、健全な議論を妨げるようなものではない。他人の権利を侵害したような状態で行う「議論」の方が、よほど不健全であろう。

- 2 申立の理由「第2 本件仮処分の違法性」に対する反論

- (1) 「1 憲法21条第1項、第2項の違反」について

債務者の主張は明確ではないが、本件仮処分命令の差し止めの範囲が曖昧であるから憲法21条1項、2項に違反するという趣旨のようである。この点は、第3の14(4)で述べるとおり、差し止めの範囲はあいまいではない。

また、債務者は、本件仮処分命令は、債務者による同和問題全般についての表現行為を封じようとするものであると主張するが、本件仮処分命令は債務者の特定の行為のみを対象にしており、債務者の主張は失当であることは明らかである。

その余の主張は趣旨が不明であり、反論の必要を認めない。

(2) 「2 憲法14条1項の違反」について

債務者の主張は趣旨が不明であり、反論の必要を認めない。

3 「第3 その他」

第1段落については、債務者の主張は趣旨が不明であり、反論の必要を認めない。

第2段落については、債権者は、口頭弁論を行う必要はなく、審尋を経て、速やかに判断すべきであると思料する。

第3 平成28年4月18日付答弁書に対する反論

1 答弁書第2「第1当事者」「1債権者ら」について に対する反論

(1) 債務者の主張(1)に対する反論

債務者は、「債権者解放同盟が「部落住民、部落出身者で構成する自主的大衆団体」であることは否認する」などと主張するが（答弁書1頁）、失当である。

当該事項については、疎明資料で十分に疎明済みである。

(2) 債務者の主張(2)に対する反論

債務者は、「債権者組坂繁之ら5名が「被差別部落出身者」であることは否認する」などと主張するが（答弁書2頁）、これまた失当である。

債務者は「穢多・非人等に由来する法律上の身分は存在しない」とか、「もしそのようなことを裁判所が認定するのであれば裁判所が言わば「人別帳」を作成するのと同様である」と主張しているが、債権者らは債権者らについて法律上特別な身分を有する旨の主張は行っていない。

(3) 債務者の主張(3)(4)に対する反論

債務者は、「債務者が別紙ウェブサイト目録3に記載された連絡先に実際に電話して確認したところでは、債権者組坂繁之については別人宅であり、債権者宮瀧順子の電話番号は存在しないものであった」などと主張するが（答弁書3頁）、失当である。

電話番号が実在かどうかは、権利侵害の有無を左右する事情ではない。「宴のあと」事件に関する東京地判昭和39年9月28日はプライバシーの要件として「私生活上の事実、またはそれらしく受け取られるおそれのある事柄であること」と明示するところであるし、債権者らは申立書において「別紙ウェブサイト目録3の記事は債権者らの電話番号とされる番号までも明示しており、別紙ウェブサイト目録3の記事を見た者らによって何らかの嫌がらせ行為が発生する可能性も高い」と記載しているところである（申立書16頁）。

むしろ、債務者は、自ら認めるとおり債権者らの電話番号とされる番号に架電してその様子を面白おかしくツイッターで報告するなどしており、「何らかの嫌がらせ行為が発生する可能性」はますます高まっている。

2 答弁書第2「第1当事者」「2債務者ら」について に対する反論

債務者は、債務者が「同和地区 Wiki」を開設したことのみ認め、運営・管理をしていることを否認している（答弁書3頁）。

しかしながら、債務者は、単にドメインを所有しているのみならず（甲22号証）、「同和地区 wiki」ホームページについて、自ら麗々しく「同和地区 wiki を開設しました」などと「鳥取ループ」名義で宣伝している（甲9号証）。

その上で、債務者は、「同和地区 wiki」上の記事について、「2015年2月には徳島県の同和施設一覧について、徳島地方法務局から削除要請を受けたが、もちろん断固拒否である」などと記載して、自らが「同和地区 wiki」の記事について削除の権限を有することを自白した（甲18号証）。

また、「全国部落調査」のデータについて「そのデータは、同和地区研究サイト「同和地区 wiki」に掲載しています」などと述べて実際に掲載を行った（甲19号証）。

後日、裁判所が仮処分により「部落解放同盟関係人物一覧」記事の削除を命じた際には、「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制が来るので、同和地区みんなドメインは死亡確定です」などと「鳥取ループ」名義のツイッターで発言し（甲28号証）、その後実際に「同和地区 Wiki」は別紙ウェブサイト目録記載のURLからは削除された。

以上のとおり、客観的事実から、債務者が「同和地区 wiki」ホームページを運営管理していたことは明白なのであって、債務者の主張はそもそも事実と反する。

3 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「1 ウェブサイトの構造」について に対する反論

(1) 債務者の主張(1)に対する反論

債務者は、「示現舎」ウェブサイトが債務者が運営管理していること、

債務者が部落差別を助長する記事を多数掲載していることを否認しているが（答弁書3頁）、上述したとおりすでに債権者らにおいて主張・疎明済みである。

(2) 債務者の主張(2)に対する反論

債務者も自認するところであり、特段の反論はない。

(3) 債務者の主張(3)に対する反論

債務者は、債務者が「同和地区 Wiki」を運営・管理をしていることを否認しているが（答弁書4頁）、上述したとおりすでに債権者らにおいて主張・疎明済みである。

(4) 債務者の主張(4)に対する反論

債権者らの主張する事実関係については債務者も認めているのであり、事実関係において争いはない。

なお、債務者は「出版・表現の自由の侵害に対して抵抗するのは当然」などと主張するが（答弁書4頁）、仮処分で出版の差し止めを発令されたにもかかわらず、当該仮処分に関する裁判書類一式をネットオークションにかけて売り飛ばすなどという行為について、表現の自由への侵害に対する抵抗として許される範囲であるという債務者の主張自体が失当である。

4 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「2 別紙目録記事の内容」について に対する反論

(1) 債務者の主張(1)に対する反論

債権者らの主張する事実関係については債務者も認めているのであり、事実関係において争いはない。

(2) 債務者の主張(2)に対する反論

債権者らの主張する事実関係については債務者も認めているのであ

り、事実関係において争いはない。

なお、債務者は「差別を助長する意図については否認する」と主張するが（答弁書5頁）、債務者がその論拠として援用する事例は全て、債務者が公表を図った「全国部落調査」とは異なる内容と意図によるものであって、主張自体失当である。

何より、債務者は2016年10月17日のツイッターで「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので」「差別ネタは私の収入の本当にごく一部ですよ」などと発信しているのであって（甲29号証）、部落差別を助長する意図に溢れていることは明らかである。

(3) 債務者の主張(3)に対する反論

債務者は、別紙目録3の記事について債務者が記載したとの点を否認するが（答弁書6頁）、上述した「同和地区 Wiki」に関する債権者らの主張のとおり、別紙目録3の記事について債務者が作成・公表に関与していることは明らかである。債務者が自らの主張の根拠として援用する事実はいずれも、債務者が当該記事の掲載に関与していることの裏付けになることはあっても、債務者の関与を否定する根拠にはなりえない。

(4) 債務者の主張(4)に対する反論

債権者らの主張する事実関係については債務者も認めているのであり、事実関係において争いはない。

債務者は「執行官が必要ないのに示現舎合同会社の事務所の鍵をピックアップして強制的に立ち入ることになったもの」などと不満を漏らしているが（答弁書6頁）、同強制執行は複製版「全国部落調査」に関する出版差し止めの仮処分に基づく適式な執行である。債務者は自分の意見に沿わないものであれば、裁判所による適式な仮処分決定及びその執行で

すら揶揄の対象にしてはばからないという態度を示しているのであり、部落差別助長の意図は強固である。

5 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「3 現在も残る深刻な部落差別」について に対する反論

(1) 債務者の主張(1)に対する反論

債務者の主張は、債権者らの主張に対する反論の体裁を借りて独自の見解を主張するものであり、失当である。

なお、債務者は「戸籍の「本籍地」の記載は人の移動が激しくなった大正期には、ほぼ意味がないものであり…出生地も…現在は市区町村までの記載になっている。それにも関わらず「戸籍から部落民が分かる」といった間違った通説が蔓延し、部落解放同盟はそのような誤解を解こうとするどころか」などと主張している（答弁書8頁から9頁）。

しかしながら、戸籍は原戸籍をたどることによってその祖先の来歴を遡れることは公知の事実であって、それゆえに、法務省は壬申戸籍を非公開の扱いにしているのである。プライム事件などの違法な職務上請求要旨を使用した身元調査事件も、かかる戸籍制度の運用を前提として行われた犯罪行為である。

それにもかかわらず、戸籍を利用した身元調査について「間違った通説」「誤解」などと言いなして、その深刻な被害を無視する言説を強弁しようとしている債務者の主張の誤りは明白である。

(2) 債務者の主張(2)に対する反論

債務者の主張は、「債権者の主張はすべての部落に対して一般化して言えることではない」というにとどまり（答弁書9頁）、その余は債権者らの主張と関連しない独自の見解を述べているに過ぎず、失当である。第二次大戦前に「全国部落調査」が作成されていたからといって、債務

者によるインターネット上での「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」記事の公開が免責されるわけではないことは当然である。同様に、同和対策審議会答申の附属書類が存在したからといって、債務者によるインターネット上での「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」記事の公開が免責されるわけではないことも当然である。

(3) 債務者の主張(3)に対する反論

債務者の主張はすべて失当であり、債権者らは怒りを禁じ得ることができない。

- ① 債務者は、三菱樹脂事件に関する最高裁判決が「民間企業による身元調査や就職差別は正当であると取れる判決をしております」と主張するが(答弁書11頁)、全くの誤りである。同判決は憲法14条の間接適用を認めたものとして理解されている。

債務者は続けて「公務員においても例えば家族に共産党員がいれば警察官になれない若しくは、なれたとしても出世できないといったことは公然のことであって」などと主張するが、仮にかかる扱いが行われたとしたらそれは違法な行為である。債務者はかかる違法行為について、憲法14条の観点から不相当とするのではなく、「公然のことであって」などとしてこれを認め、それゆえに「民間企業に身元調査・就職差別をするなど徹底することは不可能である」などと結論づける(答弁書11頁)。

このような主張には、債務者が差別を助長しようとする強固な意志を有していることが現れている。

- ② 債務者は、「民間団体については何らかの「差別」を認めないと社会が成り立たない」などと主張しているが(答弁書11頁)、債務者が列挙する例はいずれも「差別」の例などではなく、主張自体失当である。

- ③ 債務者は、身元調査に関する債権者らの主張が誤りであると主張し、

戸籍謄本を取得しようとする動機として「家族に犯罪者はいないか、破産者がいないか、特定の宗教団体や政治団体の関係者がいないか」という調査の可能性もあり」などと主張する（答弁書12頁）。

しかし、戸籍謄本を取得したからといって、その家族に犯罪者がいるかどうか、特定の宗教団体の関係者がいないかどうかなどが判明するはずもなく、債務者の主張は完全に誤っている。

④ その余の債務者の主張は、債務者独自の見解である。

6 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「4 「部落地名総鑑」の問題点」について に対する反論

債務者は、債権者らの申立書第2の4の（1）項と（3）項との記載の差異を問題視するようであるが（答弁書13頁）、失当である。

債権者らは申立書第2の4の（3）項において「「部落地名総鑑」は、被差別部落の地名のみが記載された図書であり」と記述しているが、それは直後の「差別目的以外に利用価値がない」にかかる記述であるから、「地名」以外の「所在地、戸数、主な職業」などを排除する趣旨ではない。債務者の問題意識を踏まえてより正確に申立書第2の4の（3）項を表現するならば「「部落地名総鑑」は、被差別部落の地名等の被差別部落に関する情報のみが記載された図書であり」とすればより適切になるものであるが、かかる表現を取らなかったからといって別に矛盾ではないし、ましてや債務者が邪推するように「定型文をコピーペーストしている」などということはありません。

債務者は「同和地区 Wiki」について、被差別部落名だけでなく、様々な被差別部落に関する追加記述がなされていることを自認しているから（答弁書13頁）、より部落差別を助長する内容の記事となっていることを認めていることは明らかである。

7 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「5 本件各記事が債権者らのプライバシーの権利を侵害すること」について に対する反論

(1) 債務者の主張（1）に対する反論

部落の個数については、特に争わない。

「部落解放同盟関係人物一覧」について債務者が作成した点については、すでに主張ないし疎明済みである。

(2) 債務者の主張（2）に対する反論

債権者らの主張については、すでに主張ないし疎明済みである。

(3) 債務者の主張（3）に対する反論

債務者の主張は独自の見解であり、すべて失当である。

債権者らは「被差別部落出身者」という身分」（答弁書14頁）があるなどと主張していない。「債権者らが法律上「被差別部落出身者」である」（答弁書14頁）などという主張もしていない。

債務者が指摘する各文献はいずれも、被差別部落の一部を当該文献の一部として限られた情報流通範囲で紹介するにとどまり、債務者のごとく全国の部落とされている地名を、一覧形式で、他の被差別部落に関する情報を付加して網羅的に記載し、情報拡散が容易なインターネットのウェブサイトを利用して発表したものではない。

債務者は、本件仮処分について「学問の自由や表現の自由に対する重大な人権侵害となる」旨主張しているが、当の債務者本人が「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので」（甲29）などと嘯いていることを踏まえると、「語るに落ちる」と言うべきである。

- 8 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「6 本件各記事が債権者らの名誉権を侵害すること」について に対する反論

債務者の主張はすべて失当である。

繰り返しになるが、債権者らは「被差別部落出身者」という法律上の身分」（答弁書15頁）の存在など、全く主張していない。

債務者の理解によると、債権者らは「部落に住んだ」ら「病気」であると主張したことになっているが（答弁書16頁）、申立書をどのように読むと債務者のごとき理解に至るのか、その珍妙な発想に債権者らは驚くばかりである。

- 9 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「7 本件各記事が債権者らの差別されない権利を侵害すること」について に対する反論

債務者の主張はいずれも債務者独自の見解であり、失当である。

- 10 答弁書第2「第2 被保全権利の存在」「8 本件各記事が債権者部落解放同盟の「業務」を円滑に行う権利を侵害すること」について に対する反論

- (1) 債務者の主張(1)に対する反論

債務者は、債権者部落解放同盟の綱領に「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり…なんらの差別的取り扱い…を受けることなく」旨の記載があることを根拠として、「ウェブサイトには部落の場所が掲載されていても債権者部落解放同盟の活動を阻害することにはならない」と主張するが（答弁書17頁）、完全に失当である。

綱領を文字通り読めばわかるとおり、「部落民であることを明らかにしたり…なんらの差別的取り扱い…を受けることなく」という状態は「部落解放が実現された状態」があつて初めて実現する。

しかしながら、現状では、申立書に記載したとおり、社会的に厳しい

部落差別が残存している。

したがって、現状において債務者のごとく被差別部落に関する詳細な情報をインターネットのウェブサイトで公開することは、深刻な部落差別を引き起こす行為であることは論を待たない。

(2) 債務者の主張(2)に対する反論

債務者の主張は独自の見解であり、失当である。

債権者らは「法律上存在していない、また存在してはいけない「被差別部落民」という身分」(答弁書18頁)があるなどと主張したことはない。

(3) 債務者の主張(3)に対する反論

債務者の主張はすべて失当である。「関係各所への働きかけや債務者への対応」は政治活動ではないし、示現舎への強制執行は適式な執行である。

1.1 答弁書第2「第3 保全の必要性」について に対する反論

債務者の独自の見解を述べているだけであって、すべて失当である。

1.2 答弁書第2「第3 保全の必要性」「債務者が部落差別を助長する情報発信継続に執着していること」について に対する反論

債務者も事実関係についてはすべて認めているところであるから、反論の要を認めない。

1.3 答弁書第2「第3 保全の必要性」「債務者による債権者らの人権侵害の意図は明確であること」について に対する反論

(1) 債務者の主張(1)に対する反論

「同和地区 Wiki」に関する債務者の主張(答弁書19頁)に関しては、

すでに主張・疎明済みである。

その余については、債務者もすべて認めるところであり、反論の要を認めない。

(2) 債務者の主張（2）に対する反論

債権者らの主張についてはすでに疎明済みである。

(3) 債務者の主張（3）に対する反論

債権者らの主張についてはすでに疎明済みである。

(4) 債務者の主張（4）に対する反論

債務者も事実関係についてはすべて認めているところであるから、反論の要を認めない。

1.4 答弁書第3「債務者のそのほかの意見」について に対する反論

(1) 債務者の主張1に対する反論

債務者は別紙ウェブサイト目録1「全国部落調査」が約80年前に作成されたものであること等を理由に債権者の当事者適格を論難する（答弁書20頁から21頁）が、失当である。

債権者らは、あくまで債務者が復刻版と銘打って様々な付加情報を加えた上で、インターネット上のウェブサイトで公開しようとしたこと等に対して仮処分の申し立てを行っている。

(2) 債務者の主張2に対する反論

債務者は本件仮処分が認められると同和問題に関する研究、議論を萎縮させる旨主張する（答弁書22頁）。

しかしながら、学問研究の自由も絶対無制約ではないことは憲法の条項上明らかであることに加え、債務者によるウェブサイトへの情報公開行為が学問の自由とは無縁な「金儲け」であり「アホが憤怒して発狂すること」を目的に行っていることを債務者自身が認めているのであるか

ら、債務者の主張は失当である。

(3) 債務者の主張3に対する反論

債権者らの主張については、すでに主張・疎明済みである。

(4) 債務者の主張4に対する反論

債務者の主張は、申立の趣旨（発令された仮処分においては主文）において債務者に禁じる行為の範囲が曖昧かつ広範囲であり債務者に対する不当な人権侵害であるとするものであるが（答弁書22頁から23頁）、そのようなことはなく失当である。

債務者は、①復刻版「全国部落調査」の出版差し止めの仮処分が発令されるや、これを無視して挑戦的に同仮処分に関する訴訟記録一式をネットオークションに出品し、②復刻版「全国部落調査」とほぼ同内容の書面を「小林健治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会 5年のあゆみ」などと表題する書面にしてネットオークションで販売し（甲19号証）、③「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので」（甲29）などとツイッターで発言するなどしている。

このように、債務者は仮処分により禁じられた行為を何とかかいくぐろうとする行為を繰り返しており、債務者本人による行為のみを禁じたり、復刻版「全国部落調査」のみを対象としてウェブサイト上での情報発信を禁じても、実効性に乏しいことは明らかであるから、申立の趣旨（発令された仮処分においては主文）の範囲は適正である。

なお、追って、別紙ウェブサイト目録を再度整理し、補充主張する予定である。

(5) 債務者の主張5に対する反論

債務者独自の見解であり、反論の要を認めない。

(6) 債務者の主張 6 に対する反論

債務者独自の見解であり、反論の要を認めない。債務者が行った行為は、被差別部落の一覧にさらなる付加情報を加えた記事や債権者らの住所・氏名・電話番号等とされる情報を網羅した一覧表の記事をインターネット上のウェブサイトで公開し、容易に閲覧できるようにしたものであって、その権利侵害性の深刻さは明白である。

以 上

平成28年(モ)4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部龍彦

証拠説明書(甲28~甲29)

2016年11月14日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
28	鳥取ループツイ ッター 写	2016年 4月18日	宮部龍彦	債務者が「まだ手元に決定書は来てないですが。たぶん、今度は間接強制が来るので、同和地区。みんなドメインは死亡確定です」など発言していること。	
29	鳥取ループツイ ッター 写	2016年 10月17日	宮部龍彦	債務者が「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。それによってアホが憤怒して発狂することを含めて表現でありアートなので。」「差別ネタは私の収入の本当にごく一部ですよ」など発言していること。	